

令和5年2月28日  
生活文化政策部  
区民健康村・ふるさと・交流推進課

## 世田谷区民健康村の利用料金（食事料金）の見直しについて

### 1 主旨

世田谷区民健康村では、円安の影響による食材の価格高騰などにより、指定管理者の厳しい経営状況が続いている。

この間、賄業務においては指定管理者による食事メニューの工夫や仕入れ先の見直し等行ってきたところである。

しかしながら、今後も物価や食材の価格高騰の収束が見込めず、施設利用者の満足度が高い食事の提供が非常に困難な状況となっていることから、下記のとおり、区民健康村条例に定める食事料金の上限額以内での食事料金（朝食と夕食）の引き上げを行う。

なお、食事料金は指定管理者の収入となる利用料金であることから、引き上げについては指定管理者との協議により行う。

### 2 今回の引き上げ額（施設利用料・食事料金・消費税込み）

#### (1) ふじやまビレジ

	施設利用料	食事料金（夕朝食）			合計（税込） （引上げ後）
		引上げ前	引上げ後	引上げ額	
大人 （中学生以上）	3,000円	2,410円	2,900円	+490円	5,900円
小人 （小学生）	1,500円	2,410円	2,900円	+490円	4,400円
幼児 （小学生未満）	—	1,370円	1,620円	+250円	1,620円

#### (2) なかのビレジ

	施設利用料	食事料金（夕朝食）			合計（税込） （引上げ後）
		引上げ前	引上げ後	引上げ額	
大人 （中学生以上）	2,700円	2,410円	2,900円	+490円	5,600円
小人 （小学生）	1,350円	2,410円	2,900円	+490円	4,250円
幼児 （小学生未満）	—	1,370円	1,620円	+250円	1,620円

※両ビレジの低アレルギー食は200円～330円の引き上げ、年末年始は540円の引き上げ

※ふじやまビレジは大人のみ別途入湯税150円が加算

### 3 改定金額の適用開始日 令和5年10月1日から

- 4 周知方法 (1) 区ホームページ 令和5年4月～  
(2) 「世田谷区民健康村」（指定管理者）ホームページ 令和5年4月～

- 5 その他 例年11月1日から4月30日の間平日に実施している割引についても、燃料費や物価の価格高騰が今後も続くことが見込まれるため、当面の間休止とする。